

申請においてよくある不備と正しい提出方法・書き方

分類	不備の例	正しい提出方法・書き方
通学方法	入居申請書に家族住所から最寄り駅までの経路の記載が無い。	入居申請書の一番上の行には、まず家族住所から最寄り駅までの経路（徒歩等）を記載してください。
所得状況	給与所得者が提出する書類が必要なのに、本人の所得に関する書類（源泉徴収票等）が提出されている。	日本人学生の場合は、本人ではなく、家計支持者（父母両方）の所得に関する書類（源泉徴収票等）を提出してください。（ただし、独立生計での申請を希望される方は、本人の所得に関する書類を提出してください。） 外国人留学生の場合は、本人の所得に関する書類を提出してください。
所得状況	家計支持者の所得が無収入の場合に入居申請書に記載がない。	無収入の者は、入居申請書の所得の種類欄に無職、金額欄にゼロを記入してください。
所得状況	給与所得がある場合に源泉徴収票のみ提出されている。（又は課税証明書のみ提出されている。）	給与所得がある場合、源泉徴収票を提出いただきますが、その場合でも課税証明書は必ず提出してください。同様に、給与所得がある場合は、課税証明書だけ提出するのではなく、源泉徴収票も必ず提出してください。
所得状況	給与以外の所得（確定申告や年金など）がある場合に入居申請書に記載がない。	給与以外の所得がある場合、入居申請書に記載し、「提出書類チェックリスト」を確認のうえ、それぞれの所得に応じ必要な書類を提出してください。
所得状況	入居申請書に預貯金、仕送り金額の記載がない。	預貯金または仕送りがある場合は、「様式7 その他所得証明書等表紙(2)」に金額を記載し、氏名と預貯金残高がわかるもの（通帳の写等）を提出してください。その際、該当の金額がわかるように、通帳の写し等の該当箇所をマーカー等で示してください。
その他	「提出書類チェックリスト」の提出がない。	全員提出が必要な書類ですので、該当する書類の口欄に✓を入れたうえで提出してください。
その他	入居申請書の署名欄にサインがない。	忘れずに署名のうえ、提出してください。（署名がない場合、書類不備として取り扱います。）

※申請時において不明なことがあった場合は、**郵送する前**に教育推進・学生支援部厚生課厚生掛（075-753-2533、840kousei@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

（*を@に変えて送付ください）へ連絡してください。